

総務常任委員会

平成19年8月23日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎中西 和夫	○伴 吉晴	小林 誠
紀 良治	嶋田 善行	辻 善次
中川 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
教 育 長	栗本 裕美	総 務 部 長	池田 善紀
総 務 課 長	清水 建也	総 務 課 参 事	吉田 昌敬
同 課 長 補 佐	黒崎 益範	企画財政課長補佐	吉村 俊弘
税 務 課 長	山崎 善之	同 課 長 補 佐	本庄 徳光
教委総務課長	野崎 一也	同 課 長 補 佐	吉村 三郎
生涯学習課長	清水 修一	同 課 長 補 佐	山崎 篤
生涯学習課技師	平田 政彦	監 査 書 記	佐藤 滋生
会 計 管 理 者	浦口 隆	会 計 室 長	清水 孝悦

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 紀委員、嶋田委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

はじめに町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、紀委員、嶋田委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いをいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査の（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 清水生涯学習課長。

生涯学習 それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関する
課長 ことについて、ご報告申し上げます。

最初に、史跡藤ノ木古墳の整備についてご報告いたします。

前回ご報告いたしました墳丘の保護盛土及び植栽、石室見学施設の通路や照明、墳丘周辺の盛土及び植栽、見学広場等の整備などを事業内容とした今年度の整備工事につきましては、去る8月10日に入札を執行いたしまして、株式会社中谷組との仮契約を締結いたしました。つきましては、9月議会での議決を得ました後に本契約を締結しまして、整備工事に着工してまいりたいと考えております。なお、これまでの文化庁及び奈良県の指導により、平成20年度に計画しておりました説明板設置工事等の事業につきましては、今年度内での事業の完

了を目指す目的から、現在、国庫補助事業の追加要望について文化庁及び奈良県との協議を進めているところであります。

次に、史跡中宮寺跡の整備についてであります。

今年度事業として計画しております整備に伴う発掘調査につきましては、国庫補助事業の2次採択を受けるべく、現在文化庁、奈良県と協議を進めており、採択され次第早期に着手してまいりたいと考えております。

次に（仮称）文化財活用センターについてであります。

今年度の実施内容のうち、斑鳩の歴史・文化や藤ノ木古墳を紹介する映像の製作や、原寸大の石棺における追体験を含めた演出等の展示に係る委託業務につきましては、これまでに他の文化財関係施設における映像製作について調査を行いまして、検討してまいりました結果、9月中の入札を予定しております。また国宝指定を受けております剣や馬具や土器などの藤ノ木古墳出土品のレプリカ製作業務につきましては、株式会社京都科学との委託契約を締結しております。今後、国宝の取り扱いにつきましては、文化庁や奈良県教育委員会等の関係機関との協議を進めておりまして、協議が整い次第、製作業務にとりかかってまいりたいと考えております。なお、これまでにご報告させていただいております（仮称）文化財活用センターの基本設計段階と実施設計後における事業内容や事業費の変更内容につきましては、ほぼ精査ができましたことから、次回に資料をご用意いたしまして、ご相談を申し上げたいと考えております。

次に、安田家古文書の調査につきましては、今年度調査分として8月より再開いたしております。また、調査内容がある程度まとまった段階で当委員会にご報告をしてまいりたいと思っております。

以上が、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告でございます。よろしくお願いたします。

委員長

報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

嶋田委員。

嶋田委員 文化財活用センターなんですけれども、現在、旧法務局跡の建物はどのようにされているんですか。

生涯学習 安田家古文書の調査としてそこを利用させていただいております。

課長

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 9月定例会の付議予定議案についてを議題といたします。

9月定例議会において提案が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることと致します。

初めに、(1) 斑鳩町公告式条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長 それでは、斑鳩町公告式条例の一部を改正する条例につきまして、お手元に配布させていただいております資料1に基づきまして説明させていただきます。めくっていただきますと3ページ目に要旨がございます、その前の2ページには新旧対照表がございますので、それをご覧いただきながら説明したいと思います。

本条例は、地方自治法第16条第4項の規定に基づきまして、当町の条例の公布等に関しまして必要な事項を定めたものでございます。その中で、条例等を掲示する場所、すなわち公告板の位置、7カ所を別表において定めておるわけでございますけれども、この要旨にもございますように、このうちJR法隆寺駅前広場の整備事業に伴いまして、同駅の北と南の2箇所の位置を移動させることが必要となり、このこ

とに伴いまして地番も変わってくることから今回、本条例の一部改正をお願いしようとするものでございます。

その移動させる位置でございますけども、一番最後の4ページ目に概略図をつけておりますけども、これを見ていただきながら説明をさせていただきますが、まず駅の北側でございます。駅北側につきましては現在、暫定的に設置しております駅への昇降階段を下りたところから、若干北に移動させまして、整備工事後は歩道となるところの北側に南向きに設置することを考えております。地番で申しますと「興留7丁目546番地の2」から「同551番地の4」へ移ることになります。南側につきましては、現在駅前広場の南にございます緑地の北側に設置しておりますけども、移動後はバス停留所の横にございますコンビニのハートインがございますけれども、そのコンビニの西側に西向きに設置することを考えております。こちらの公告板につきましては、既に設置だけは完了してございますので、見ていただいた方もおられるかも知れませんが、土塀をイメージした工作物の中に観光案内板とともにはめ込んだ形となっております。地番で申しますと、「興留9丁目538番地の2」から「同538番地の1」への移動となります。

なお、施行につきましては、9月定例会での議決をいただいた後の公布日からとしております。

以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 この公告板言うんですか、これは駅前に2箇所あるんですけど、これは駅に集まってこられる方を対象に設置されるわけなんですか。

総務課長 目的、ここにある意味でございますけれども、まさに嶋田委員おっしゃるように駅を利用される方々に見ていただくために、ここの2箇所

所につけております。あとの5箇所につきましては、町の公共施設等に設置をしております。

嶋田委員 南口については、これはいい位置にあるんだろうと思うんですけども、北側についてやっぱりこれ、駅舎に近いところいうんですかね、現在設置されているのはちょっと4-1号線も計画されてますんで、あの位置では無理があるのかなと思いますけど、なるべくなら駅舎に沿ったような位置がいいんじゃないかなと思いますけれども、駅に来られる方だけを対象やなしに、町民全部対象ですから、やかましくは言いませんけどなるべくなら駅舎に沿った方がよかつたんじゃないかなと、このように私の意見として申し上げておきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2)政治倫理確立のための斑鳩町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

吉田総務課参事。

総務課参事 それでは(2)政治倫理確立のための斑鳩町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

3ページをご覧いただきたいと思います。要旨にそってご説明申し上げたいと考えております。

郵政民営化に伴う関係法が平成19年10月1日より施行されることによりまして、「郵便貯金」の新規取扱いが廃止されることになりました。その事から条例中の「郵便貯金」を削除するものでございます。また、施行日以前に保有する郵便貯金につきましては、なお公開の対象となるため、所要の改正を行うものであります。

恐れ入りますが1ページをご覧いただきたいと思います。経過措置

をご覧いただきたいと思います。先ほど申しあげました施行日以前に保有する郵便貯金につきましては、新たに設立されます独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に継承されることから、従前の例によって公開の対象となるため、所要の改正を行うものでございます。

簡単ではございますが、政治倫理確立のための斑鳩町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明といたします。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(3)平成19年度史跡藤ノ木古墳整備工事請負契約の締結について、理事者の説明を求めます。 清水生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、(3)平成19年度史跡藤ノ木古墳整備工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。資料3でございます。

契約の内容の説明に先立ちまして、今年度の事業概要を、資料の工事計画図に整理しておりますのでご覧いただきたいと思います。

まず、図面の見方ではありますが、左側の表の①～⑩の工事を行います。そして、その横に示している番号は工事場所を示しております。そして、その横には、工事内容を明記しております。

それでは、ご説明申し上げます。

平成19年度の工事内容の主なものとしましては、石室羨道部に石室見学用の通路を設置するとともに、石室見学用の照明や自動警備等の電気設備工事を行います。①、②の工事でございます。そして墳丘頂上部の半径9mの範囲における第2次防水層と保護用盛土工事を実施し、これが③の工事です。直径50mの復元墳丘部分にはコグマササの植栽を行います、④の工事でございます。墳丘の周辺部におきま

しては、盛土工事及び張り芝による植栽を行います、⑤の工事でございます。石室の前面を中心とした見学広場や墳丘の周辺を巡る園路におきましては、歴史的環境に配慮した固化土舗装により整備をいたします、⑥の工事でございます。これらのほか、給水整備工事や柵工事や植栽工事等がございます。本工事につきましては、9月議会での議決を得ました後に本契約を締結しまして、整備工事に着工してまいりたいと考えております。

また、工事期間につきましては、先ほど報告させていただきましたが、文化庁の指導により3ヶ年間の計画となっておりますが、今年度内での完成を目指し、説明板設置工事費等につきましては、文化庁及び奈良県教育委員会へも追加要望を現在お願いしており、早期完成に向けて鋭意努力してまいりたいと考えております。

それでは平成19年度史跡藤ノ木古墳整備工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

(朗読により説明)

生涯学習課長 以上で、9月定例会の付議予定議案、平成19年度史跡藤ノ木古墳整備工事請負契約の締結について、につきましてはの説明を終わらせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 確認だけさせてもらいます。今年度完成を目途とされているという事なんですけれども、説明板設置工事、これは基礎工事だけですねんね、何か今、文化庁やとかと補助受けるについて、色々協議してるという事なんですけれども、これは基礎工事だけという事ですね。

生涯学習 今年度、19年度では基礎工事までは行います。今、要望してる中

課長 　　で説明板の部分は今要望して、それが採択され次第、今年度で全て工事を終わらせていただきたいという内容でございます。

委員長 　　他にございませんか。

（　　な　　し　　）

委員長 　　次に、（４）斑鳩町土地開発公社定款の一部を変更する定款について、理事者の説明を求めます。　池田総務部長。

総務部長 　　それでは、（４）斑鳩町土地開発公社定款の一部を変更する定款についてでございます。お手元に資料４といたしまして「改正定款案」、「新旧対照表」そして「要旨」を付けさせていただいております。その「要旨」及び「新旧対照表」によりまして、ご説明をさせていただきます。

　　この要旨にございますように、郵政民営化法等の施行に伴いまして、関係する公有地の拡大の推進に関する法律第１８条第７項第２号が改正されました。本改正の内容につきましては、公社が余裕金として運用できる方法から、郵便貯金が削除されたものでございます。この改正を受けまして、当町におきましても、斑鳩町土地開発公社定款の第２３条第２号から郵便貯金を削除するものでございます。

　　斑鳩町土地開発公社定款の変更につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律第１４条第２項の規定によりまして、設立団体でございます斑鳩町の議会の議決を経る必要がありますことから、９月議会定例会に議案を提出させていただきたいと考えております。なお、本定款の施行日につきましては、郵政民営化法等の法律の施行日が１０月１日でありますことから、この日を施行日といたしております。

　　以上で、ご説明とさせていただきます。

委員長 　　説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい

たします。

(な し)

委員長 以上、9月定例議会に付議が予定されている事案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題と致します。

(1) 学校給食委託業務の拡大について、報告を求めます。

野崎教育委員会総務課長。

教委総務課長 各課報告事項、(1) 学校給食委託業務の拡大についてでございます。斑鳩町立学校におきまして、現在の自校調理方式を維持しながら、より安定した人員を確保し、経費の節減につなげるため、平成19年度から1校、斑鳩南中学校におきまして、調理業務の民間委託を導入いたしました。当初計画では、町職員の退職に併せまして順次導入することといたしておりましたが、臨時職員等の募集に応募者が少なく、2次募集を行い採用した経緯がございます。給食開始直後に臨時職員の退職が続きまして、補充職員がなかなか見つからない状況等、学校給食にかかります人員確保が難しい状況となってきた状況でございます。また、平成19年度末には町職員2名が退職予定という事の中で、このような中、平成20年度には、斑鳩西小学校・斑鳩東小学校・斑鳩中学校で学校給食調理洗浄業務の民間委託の導入を行い、より安定した人員を確保しながら給食運営を適切に実施してまいりたいという風に考えております。

なお、斑鳩小学校につきましては、町の正職員5名がおりますので、従来どおり学校給食の調理洗浄業務を行うことといたしております。それと、この後各課報告事項の(3)でございます、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)におきまして、債務負担行為の補正予算をお願いいたしておきまして、平成20年度から斑鳩西小学校・斑鳩東小学校・斑鳩中学校におきまして、学校給食調理業務の民間委

託を導入するにあたりまして、事前準備が必要になることから、平成20年1月に入札を予定いたしておりまして、債務負担行為の補正をお願いするところでございます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 この学校給食の委託業務に関しては僕は異存はないんですけども、給食調理人、パートさんですね、募集してもなかなか人手が集まらないと、これはどういうわけなんですか。

教委総務課長 現在、臨時職員での対応を行っておりますけれども、年間通して勤めたいという事、と言いますのは学校業務におきましては生徒が来ている時間帯、期間という事で190日程でございます、夏休み、春休み、冬休み等ありましてその期間につきまして業務がないという事で途切れるという事もあります。そして色々、賃金の格差も色々ありまして、他の業種についてはいいところがあればそちらの方にいかれるという事でございます、なかなかそういった面で人員確保が難しいのではないかと考えております。

嶋田委員 これは学校だけやなしに、あわ保育園でも人手が足らんと。しかも調理士の免許を持っているのに時間給750円で、それやったら民間へ行きますわ、という風な話も聞いていますし、今おっしゃったように一年間通して働きたいのに半年分の収入しかないという風な事も一因であろうかと思えます。賃金、一時間750円でしたか、それも大きな理由にはなってくるだろうと思うんですけど、人手がないから業務委託するのは、それはそれで結構ですけども、今小学校3つ、中学校2つですね。特に小学校に関しては斑鳩小学校と斑鳩西小学校では生徒数がだいぶ開いていますね、そこらへんも考えて、給食は自校方式でやる、これは賛成です。しかし自校方式でやっていると調理人が

不足してくる、業務委託になってくるという事であれば、学校の統廃合も含めた、抜本的な対策も必要ではないかなと思うんで、そこらへんもこれから調査、研究していただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2)町長専決処分について承認を求めることについて(平成19年度一般会計補正予算(第6号)について)報告を求めます。
野崎教育委員会総務課長。

教委総務課長 各課報告事項(2)町長専決処分について承認を求めることについて(平成19年度一般会計補正予算(第6号)について)ご報告を申し上げます。

まず、資料5の専決処分書を朗読させていただきます。

(朗 読)

教委総務課長 専決処分をさせていただきました平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)につきましては、すでにご承知のとおり、先ほど町長の方からもご報告いただきましたとおり、斑鳩中学校男子バレーボール部が8月7日、8日開催の近畿大会で優勝をし、近畿代表として8月20日から23日に開催されております全国中学校体育大会に出場いたしましたことから、選手等の大会派遣費にかかります必要助成金についての歳出にかかります補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成19年8月9日付で専決処分させていただきましたものであります。

それでは、本補正予算の内容につきまして、予算に関する説明書によりまして、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、4ページをご覧いただきたいと思います。歳出予算の補正といたしまして、第9款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費で、斑鳩中学校全国中学校体育大会出場にかかります助成金として新たに168万円を補正させていただいております。次に第12款予備費、第1項予備費、第1目予備費で168万円を第9款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費に充当させていただいております。それでは、予算書の1ページにお戻りいただきたいと思います。

(予算書朗読)

教委総務課長 以上で、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)につきましてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(3)平成19年度一般会計補正予算(第7号)について、報告を求めます。池田総務部長。

総務部長 それでは、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)のうち、総務常任委員会が所管されます予算補正につきまして、ご説明を申し上げます。お手元の資料6をお願いいたします。

はじめに、歳入予算の補正についてでございます。

第9款地方特例交付金でございます。平成19年度の交付額の確定によりまして、特例交付金で12万円の増額、特別交付金では、1,351万3千円の減額補正をお願いいたしております。次に、第10款地方交付税でございます。平成19年度の普通交付税交付額の決定によりまして、4,114万5千円の増額補正をお願いいたしており

ます。次に、第17款寄附金でございます。総務費寄附金で、町制60周年記念事業として、町内企業の2社よりご寄附をいただいております。40万円の増額でございます。また、福祉費寄附金で、去る6月22日に福祉基金へのご寄附をいただきましたことから、10万円の増額補正をお願いいたしております。次に、第19款繰越金でございます。平成18年度一般会計の剰余金の確定によりまして1,311万1千円の増額補正をお願いいたしております。次に、第21款町債でございます。昨年度より、実質公債費比率が18%を越えている場合を除き、地方公共団体の自主性を高める観点から、これまでの許可制による発行が廃止され、同意による発行となっております。当町におきましては、平成18年度決算で実質公債費比率が15.2%となりましたことから、同意による発行が可能となっております。この同意の協議は、10月と3月の年2回行われることとされておりますが、基本的には10月同意が町債発行の基本とされております。このため、現段階での同意予定額に対応します予算措置が必要となることから、本補正予算で所要の措置をお願いいたしております。その内容でございますけれども、民生債で、斑鳩町（仮称）総合福祉会館建設において、今年度前期の起債同意予定額の確定によりまして、1,240万円の増額補正をお願いいたしております。また、臨時財政対策債では、発行可能見込み額の確定によりまして、本年度の起債同意額が確定したことから、40万円の増額補正をお願いいたしております。

以上が、歳入にかかる分でございます。

続きまして裏面をお願いいたします。歳出予算でございます。

初めに、第3款民生費につきましては、歳入でご説明申し上げました福祉基金への寄附金を、福祉基金に積立てさせていただきますことから、10万円の追加補正をお願いいたしております。次に、第12款予備費でございます。今回の補正から生じました財源1億2,176万3千円を留保することといたしております。

続きまして、中ほどにございます債務負担行為の追加でございます。

先ほど担当課よりご説明がありましたけれども、学校給食調理・洗浄業務委託にかかります債務負担行為の追加をお願いをいたしております。業務委託の入札に必要な額7,443万6千円を限度額とし、また期間を平成19年9月27日から平成22年3月31日までとし、債務負担行為の設定をお願いをいたしております。

最後に、地方債の変更についてでございます。

歳入のところで申し上げましたとおり、起債同意予定額等の確定によりまして、限度額の変更をお願いいたしております。

その内容として、総合福祉会館建設事業で15億560万円、臨時財政対策債で2億8,550万円となっております。

以上で、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）につきまして、ご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(4)用途廃止財産(法定外公共物)の払下げ価格を算定する基準について、報告を求めます。池田総務部長。

総務部長 それでは、用途廃止財産(法定外公共物)の払下げ価格を算定する基準につきまして、ご説明を申し上げます。

本基準につきましては、先の委員会におきまして、委員皆さま方からいただきましたご指摘を踏まえまして、新たに制定をしたものでございます。これまで運用してまいりました基準は、6月委員会でご指摘をいただきましたとおり、適正な評価額を基本としながらも、需給関係による修正、さらには、借地権の補正などを加えることにより、結果として適正な評価額とかけ離れる算定となるとともに、非常に分かりづらい基準となっておりますことから、新たに適正な価格を算出

するための必要な要件を定めたものでございます。

資料7をご覧いただきたいと思います。1につきましては、払下げ価格を算定する基準を定めております。払下げ価格につきましては、利用目的の地目による固定資産評価額といたしております。ただ、以前に何らかの事業により里道、水路の付け替えがあるときは、自治会長、又は水利組合長等の理由書がある場合に限り、4割を軽減できるものと定めております。

2では、市街化調整区域の農地、山林、雑種地等の払下げ価格を算定する基準を定めております。市街化調整区域の農地、山林、雑種地等につきましては、固定資産評価額が非常に低いことから、宅地見込地の価格水準の3分の1を基準といたしまして、その割合は現況により決定するものといたしております。

以上でご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 早速見直しされまして、この中で1の、払下げ価格は、利用目的の地目による固定資産評価額とするという事なんですけれども、近傍類似の取引価格例というのは、もう最初から求めてないという事ですか。

総務部長 町内全体を見渡しました時に類似がある場合もございますし、ない場合もございます、という事から固定資産評価額に統一をさせていただいております。

嶋田委員 そしたら、この固定資産の評価額と実際の近傍の取引価格との間に大きな差があった場合にはどのような対処をされるんですかね。

総務部長 この基準を作る時につきましては、固定資産評価額と近傍の売買実例につきましては、大きな乖離というものは生じてこないものと考え

ております。と言いますのは固定資産評価額自体が実勢価格の概ね7割程度といたしておりますので。そういう事からして、安くても仮にその取引事例が安くございまして、固定資産評価額位にはなっているのではないかと考えております。

嶋田委員 はい、分かりました。それとですね、水路の付け替えがあるときは、自治会長、又は水利組合長等、これは農家組合も入るとは思うんですけども、理由書がある場合に限り、これは様式等は決まっているんですか。

総務部長 今現在、様式は定めておりません。確かに今言われるように様式を定めておいた方が、仮に例が出てきた時に文面のばらつきがあってもあれですので、またそれにつきましては標準様式を定めるのがよりベターだと考えております。

嶋田委員 それとですね、理由書の裏づけって言うんですかね、そういう風なものはどのようにされるんですか。

総務部長 その時に例えば自治会長ないし水利組合長さんに、やはり事情を聞いてやっていきたいと考えております。

嶋田委員 だいたい、その付近の地籍図等を見れば自ずと分かってくるであろう事は予想されますので、そこらへんはケースバイケースでやっていただければと思います。私はもうこれで結構だと思います。

委員長 他にございせんか。

(な し)

委員長 次に、(5) 住民参加型市場公募地方債について、報告を求めます。

池田総務部長。

総務部長

それでは、住民参加型市場公募地方債につきまして、ご説明を申し上げます。資料8でございます。

住民参加型市場公募地方債につきましては、これまで「住民参加型ミニ市場公募債」と呼ばれておりましたが、発行する自治体が増加しておりますことから、全国的な規模となつてまいり、この名称も変わってきております。

そうした中で「斑鳩町いきいきの里債」の発行についてでございます。本年度で第3回目の公募を行うものでございます。この公募につきましては、地方公共団体が地方債を起こす場合に、政府資金や市中の銀行等から借入れる方法と、証券を発行し公募等により資金調達する方法がございます。この住民参加型市場公募地方債は、今申しあげました公募等により資金を調達する方法でございまして、債権者を住民及び在勤者に限定して行うものでございます。ただ今申しあげました資料8でございますけれども、はじめに、本年度に発行いたします斑鳩町いきいきの里債の発行目的についてでございますけれども、昨年度と同様に、住民の行政参加意識の高揚と資金調達手段の多様化を図る観点から発行するもので、本年度の対象事業といたしましては、(仮称)総合福祉会館建設事業に充当してまいりたいと考えております。次に、今回の発行日は平成19年11月2日を予定し、発行額は昨年同様1億円で、5年満期一括償還といたしております。その利率につきましては、来る9月11日に国債の利率発表が行われることから、その利率を参考にいたしまして、9月12日に決定をする予定でございます。なお、その他の発行条件、募集方法等につきましては、前回と同様といたしております。利子につきましては、年2回の半年ごとに利払いすることといたしております。購入単価についてでございますけれども、最高100万円を限度とし、10万円単位でご購入いただくことといたしております。また、取扱いを行う金融機関は、昨年と同様、町の指定金融機関である南都銀行とし、法隆寺支店でのみ

取扱いをさせていただきます。法隆寺駅前出張所につきましては、購入手続きに来られた方の対応が十分にできないことから、前回同様、除外をさせていただきます。ご購入頂けます対象者は、前回と同様に、20歳以上の町内に在住もしくは在勤の方、町内に営業拠点のある法人、任意団体を除く団体等とさせていただきます。募集方法は、申込方式により行うことといたしており、その周知方法につきましては、広報9月号、町ホームページの掲載、さらには、ちらしの配布等により実施してまいりたいと考えております。

次に、中ほどの下にあります申込要領についてであります。これにつきましても、前回と同様、往復はがきにより、郵送で役場企画財政課まで申込みをしていただきます。その期間でございますけれども、平成19年9月14日から9月21日までとし、応募者多数の場合は9月27日に公開抽選を行い、10月1日に抽選結果を発送する予定といたしております。購入手続きにつきましては、10月4日から10月11日までの間に、南都銀行法隆寺支店で手続きをしていただくこととなります。

以上でご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 過去2回発行されていると思うんですけれども、償還期限、過去は5年満期でしたか。

総務部長 過去2回とも5年満期でやっておりました。

嶋田委員 金額も恐らく1億円だったとは思うんですけれども、これは5年経ったら1億円お返しせんなんという事で毎年積立てておられると思うんですけど、過去2回、今回3回目ですね、そこらへん、恐らく無理のないようにはやっけていただいていると思うんですけれども、いきいき

の里債、ものすごく好評で毎回抽選で決めるという事なんですけれども、言うてもはっきり言えば借金ですので、なるべくならそういう事はないような事でやっていっていただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(6)町立幼稚園保育料の見直しについて、報告を求めます。
野崎教育委員会総務課長。

教委総務課長 各課報告事項の(6)町立幼稚園保育料の見直しについてでございます。現行の町立幼稚園の保育料につきましては平成12年度から月額5,700円、入園料につきましては徴収せず据置いてきております。現在、町立幼稚園の園児一人あたりにかかります公費の経費負担が年々増加してきておりまして、また受益者負担の観点からも平成20年度に保育料、入園料等を見直してまいりたいという風に考えております。保育料の改定にあたりましては、先ほど申しましたように平成12年度に4,600円から5,700円に改定をさせていただきました。保育料改定の基本的な考え方といたしましては、地方交付税の算定基準額に近づけていくのと、各近隣市町村の保育料、入園料等も勘案しながら12月議会に保育料改定に伴います条例改正等をお願いしたいという風に考えておりまして、現在、それに向けて検討作業をさせていただいているという事でございますので、ご報告だけ申し上げたいと思います。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 町立幼稚園の保育料なんですけれども、今世間で話題になってる、

これは保育園の保育料が主だと思えるんですけども、町立幼稚園の保育料の滞納ですね、それはどうなってるんですか。

教委総務課長 町立幼稚園の保育料の滞納でございますけれども、斑鳩町立幼稚園につきましての保育料の滞納はございません。それと毎年度、事務局の方から各幼稚園へ出向きまして書類帳簿等の精査もさせていただいているところでございます。そういう事で滞納がないという事でございます。

嶋田委員 それは結構なことなんですけれども、今、各地域、旭川で13%滞納率があるとかいうように聞いているんですけども、今までほっておいて急に話題になったから、あたふたとしている印象を受けるんですけども、もし将来滞納があるような形になってきた場合はどのように対処されるつもりなんですか。

教委総務課長 そういう事で幼稚園の保育料の滞納がありましたならば、保護者の方に対しまして家庭訪問、これは教諭の方からさせていただきながら納入についてのご説明を申し上げ、即座に納入していただくような方法という事で、適切に対応して参りたいという風に考えております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(7)子ども模擬議会の結果について、報告を求めます。
野崎教育委員会総務課長。

教委総務課長 各課報告事項(7)子ども模擬議会の結果についてでございます。去る8月7日、火曜日に開催いたしました「子ども模擬議会」の結果についてでございます。当日午前9時30分から正午頃まで議会議場

をお借りいたしまして、3小学校の6年生と各中学校1年生の16名の児童生徒を対象にいたしまして、「総合的な学習の時間」等で児童生徒自ら調べ、学んだ内容を踏まえまして「未来の斑鳩町」につつましての意見や希望を発表していただいたところでございます。議長におかれましては、ご多忙にも関わりませず、当日だけではなく、3日のリハーサルにもご出席いただきましてありがとうございます。お陰をもちまして、子どもたちの活発な発言を引き出していただいたという風に感謝いたしております。

また一日議員につつましては、議員から、「みんなでグリーン活動をしよう、菜の花プロジェクトをもっと広げてほしい」「斑鳩町のよさをアピールできる公園をつくってほしい」「人にやさしいバリヤフリーの町づくりをすすめてほしい」「斑鳩町のトイレを世界に誇れるすてきな公衆トイレに」等といった一般質問がされまして、人にやさしい町づくりから環境問題まで、さまざまな角度から自分たちの意見を発表していただいたわけでございます。

子どもたちにつつましては、議会や行政により関心を持ち、意識を高める体験の場となりまして、この一日議員として体験したことを各学校、学級活動等で報告していただき、他の児童生徒の学習機会の場になるものという風に考えております。

議事録につつましては、出来上がり次第、各議員皆様方にもご配布させていただき予定をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長

次に、(8)個人情報の流失について、報告を求めます。
山崎税務課長。

税務課長

それでは個人情報の流失につきまして、ご報告申し上げます。

8月8日に発生しました、町税・国保税に係る個人情報の外部流出につきましては、既に委員の皆様には文書あるいは電話連絡により、事態の経過をご報告申し上げたところでございますが、去る8月13日に盗難に遭っておりました個人の徴収記録等の帳票を発見し、回収したことから、今回改めて本事案の経緯等についてご報告申し上げます。

8月8日11時頃、いかるがホール駐輪場において、原動機付自転車と原動機付自転車に備え付けの徴収記録等の入った収納ボックスが盗難に遭いました。同日、西和警察に被害届を提出するとともに、町職員が原動機付自転車及び徴収記録等の帳票の捜索にあたりました。翌日の9日も午前から町職員が捜索にあつておりましたが、午後3時40分頃、富雄川の新業平橋付近で水没している原動機付自転車を町職員が発見し、引き上げたところ、既に収納ボックスは取り外されており、徴収記録等の帳票は発見されませんでした。同日付で、個人情報流出の対象となりました納税者472名に対し、お知らせをするとともに、お詫びの文書を送付しました。文書送付後の土、日曜日におきましても、税務、健康推進課の職員が出勤し、納税者からの問合せに対応する体制をとったところであります。8月13日9時30分頃、安堵町内の岡崎川河川敷で、当町のもと思われる個人情報を記載した書類を発見し、保管している旨の連絡が安堵町役場から入りました。直ちに本町職員が安堵町役場に向かい西和警察署立会いのもと確認したところ、盗難にあつた徴収記録等の帳票であることを確認いたしました。しかし、2地区分の徴収記録等の帳票が見あたらないため、発見場所を再度捜索しましたところ、川底より2地区分の徴収記録等の帳票を発見いたしました。直ちに当町役場にて472名分の帳票ひとり一人の確認作業を行った結果、破損している帳票もあるものの、午後5時過ぎには全ての帳票の回収を確認しました。なお、同日付けで、個人情報流出の対象となりました納税者に対し、盗難にあつた徴収記

録等の帳票の発見のお知らせとともに、改めてお詫びの文書を送付いたしております。

町としましては、今回の事態は、個人情報が入った原動機付自転車の盗難という不可抗力の事態でありましたが、徴収の際、外部に持ち出す個人情報を最小限にとどめ、常に個人情報は携行するなどの処置を講じておれば、個人情報の流出という二次被害はある程度防止できたのではないかと痛感いたしております。また、組織としてこのような事態を想定した危機管理ができていなかったのではないかと反省もいたしております。

今後は、普段より職員ひとり一人が個人情報に対する十分な注意を怠らぬよう、再度、教育・指導を徹底するとともに、あらためて個人情報の管理体制や対応について、対応について再点検を行って参りたいと考えておりますので、委員皆様のご理解をお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 これは窃盗した者が100%悪いのであって、それは理解しておりますけれども、先ほど不可抗力であったと、そしたら原動機付自転車にロックはされてなかったんですか。

税務課長 原動機付自転車にはロックして鍵は外しておりましたが、その鍵自体が収納ボックスの方へ残しておったというような状況でございます。

嶋田委員 そしたら、ロックの鍵は収納ボックスへなおしていたと。そしたら主動のキーはどうなっているんですか。

税務課長 エンジンキーも含めてでございます。

嶋田委員　そしたらキーは原動機付自転車に備わってたという事です。それで不可抗力になる。

税務課長　キーはロックはしているものの、その鍵自体を収納ボックスの中に入れておったという事でございますので、委員おっしゃるとおり、ある意味では不可抗力ではなかったのかなと思います。

嶋田委員　まず最初に不可抗力という事であれば別段反省する必要はないんであって、何らかの落度、もちろん窃盗した者が100%悪いんですよ、悪いんですけれども、何らかの落度があってそういう風な自体になったという事を踏まえて反省していかん事には、反省する意味がないんじゃないかなと思います。それで今後、職員に個人情報の管理の徹底とおっしゃいましたけれども、今回の場合、個人情報の管理云々の話やなしに、結果として個人情報の管理の危機やという事であって、徴収者の方にもある程度の責任はあったんじゃないかなと思います。

それとですね、ホールの駐輪場ですか、そこで盗られたという事なんですけれども、ホールの駐輪場の管理というのはどのようになってるんですかね。よく聞くのは自転車パンクされた、盗られた、いたずらされた、そういう風な事をよく聞くんですけれども、そこら辺はどうなっているんですか。ここでホールの関係の方いらっしゃらないので、これまたちょっと調べといてもらえますか。

町長　ホールの関係等について色々と担当の者に聞きますと、やはりあそこはホールから、管理してる事務所からだいぶ離れてるところで、パンクされた、チューブを抜かれたり、そういう事は再三あったり、その自転車を駅へ乗って行ったりという事はあるようでございます。副町長とも相談を申し上げているんですけれども、出来れば、写らない防犯カメラを設置されているときはちょっと効果もあつたのですけれど。やっぱり防犯カメラを設置していく方がいいんじゃないかな、そういう形で今ちょっとホールと副町長とも相談申し上げてです

ね、来年度でも、もし早ければ今年度でもそういう事が可能であれば防犯カメラを設置せんと、こういう状況をしときますと、あそこへ来られた方が帰りしなに自転車がパンクしてるとか空気がないとかおっしやった、せっかく来ていただいたのにご迷惑をかけるという事からそういう事も踏まえて今検討をしております。

嶋田委員 今回の事でそのように検討していただいているという事はいい事だと思います。それと最後に町職員が探しにまわったという事なんですけど、延べ何人の方、携わらはったんか、それだけちょっと。

税務課長 延べ2日にわたりまして50人程度です。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(9)職員採用試験の実施について、報告を求めます。
清水総務課長。

総務課長 それでは、職員採用試験の実施という事で来年度、平成20年4月1日採用予定者の採用試験の実施につきまして、説明させていただきます。

昨年度に引き続きまして、今年度も採用試験の実施を予定しております。委員皆さまにもご覧いただいたと思いますが、8月号の広報わかるが及び町ホームページに募集案内を掲載させていただきました。その内容につきまして、若干説明させていただきたいと思っております。

募集の概要でございますが、一次試験の実施日は9月16日(日)を予定しております。また二次試験につきましては、10月初旬を予定しているところでございます。受験の申し込みにつきましては、申込書の配布も含めまして、8月1日(水)から行っておりまして、最

終は8月31日（金）まで行うこととしております。

受験資格といたしましては、初級の高等学校等卒業者、中級の短期大学等卒業者、上級の大学等卒業者それぞれにつきまして、来年、平成20年3月末日における卒業見込み者を含めまして、35歳になる方までとしております。

なお、今回は保健センターに勤務する保健士につきましても採用を予定しております。こちらにつきましては保健士の資格取得年齢が最短で21歳という事ではございますが、現状といたしましては一旦看護師の経験を積んでから保健士の資格を取得される方が多いということもありまして、現に保健士の資格を取得する学校の卒業年齢が、平均で申しますと27歳から28歳という事でございますから、そういった現状等から受験の資格年齢を28歳までと決定しております。

以上簡単ではございますけれども、平成20年度職員採用試験の実施につきましても報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 他に理事者側から報告しておくことはありませんか

(な し)

委員長 以上、これら各課報告事項については、終了です。

続いて、その他について各委員より何か質疑、意見等があればお受けいたします。 伴委員。

伴委員 先ほど保育料の滞納のお話ちょっとお聞きしたんですが、これ、給食代の滞納というのは、今斑鳩町で町内5校でそういう事が発生はし

てるんでしょうか、現状はどのようなもんなんでしょうか。よろしく
お願いします。

教委総務 各学校におけます給食費の滞納につきましても今現在のところ、な
課長 いと確認しております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 他にないようでありますので、私のほうから確認をさせていただき
たいと思います。9月定例会では、決算審査特別委員会が設置される
予定ですので、例によりまして、当委員会から2名の委員をあらかじめ
選出させていただきたいと思いますが、委員を希望される方はおら
れるでしょうか。また委員を希望される委員がおられましたら挙手
をお願いいたします。

(挙手する者あり)

委員長 それでは、紀委員、伴委員ということでお願いしたいと思いますが
よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
両委員には、よろしくお願いをしておきます。
その他については、これをもって終了します。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、例により正副
委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。それでは、閉会にあたりまして、町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長 これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。どうもご苦労様でございました。

(午前10時06分 閉会)